

【資料2】
自殺対策基本法一部改正について

1 改正の主なポイント

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、子どもの自殺者数は増加傾向が続いている。
令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約4.3%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。
10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、子どもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- 子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. 子どもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- 子どもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、子どもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関する注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策で子どもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会は子どもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. 子ども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- 子ども家庭庁の所掌事務として、子どもに係る自殺対策を規定

2 法改正に伴う施策への影響と町田市の現状①

| 施策に係る法改正内容 | 町田市の現状（庁内の主な取組） |
|--|---|
| 施策 | |
| 学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上 | <ul style="list-style-type: none">● 小・中学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進事業・心のアンケートの実施（指導課）● 小・中学校の教職員向けにゲートキーパー養成講座の実施（健康推進課・指導課） |
| 医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保 | <ul style="list-style-type: none">● 町田市医師会・歯科医師会へ、東京都主催の「自殺防止に係る医療従事者向け研修」の周知（保健総務課・健康推進課） |
| 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置 | <ul style="list-style-type: none">● 要保護児童等に対する関係者間の情報の交換と協議を行う「町田市子育て支援ネットワーク連絡会（要保護児童対策地域協議会）」の開催（子ども家庭支援課）● 子育て・高齢者等、計21分野の相談窓口を記載した「ゲートキーパー手帳・「悩み」の相談先一覧」17,000部の作成及び配布（健康推進課）● こころの病気に関する悩み・困りごとについて保健師等による、相談支援を実施。（保健予防課） |
| 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関する注意を促すための措置 | <ul style="list-style-type: none">● 自殺や希死念慮に関する文言の検索に連動して相談先を表示し、相談につなげるSNS自殺防止相談事業の実施（健康推進課）● 鉄道駅にホームドアなどの設置要請 <p>※2025年10月時点で、6駅にホームドアを設置済み（交通事業推進課）</p> |

3 法改正に伴う施策への影響と町田市の現状②

| 施策に係る法改正内容 | 町田市の現状（庁内の主な取組） |
|---|--|
| 施策 | |
| 自殺未遂者等への継続的な支援、自殺者の親族等について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援 | <p>自殺未遂者支援</p> <ul style="list-style-type: none">● 関係機関との連携、相談員の訪問実施（市民病院）● 必要に応じて保健所の保健師等による相談対応や個別支援を実施。（保健予防課） <p>自殺者の親族支援</p> <ul style="list-style-type: none">● ゲートキーパー手帳・「悩み」の相談先一覧に遺族支援を行う窓口の掲載● 広報まちだ・市ホームページを活用した自死遺族の会「わかちあいの会『まちだ』ゆっくりカフェ」の周知（健康推進課） |
| 子どもの自殺防止等に係る協議会 | <ul style="list-style-type: none">● 児童青少年課、子ども家庭支援課、指導課など17部署の担当者で構成する「自殺対策推進庁内連絡会」の開催（健康推進課）● 町田市小学校長会、町田市中学校長会、民生委員児童委員協議会など、18団体の代表で構成する「自殺対策推進委員会」の開催（健康推進課） |
| 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し | <ul style="list-style-type: none">● 厚生労働省発表の「地域における自殺の基礎資料」及び厚生労働大臣指定法人である一般社団法人「いのち支える自殺対策センター」作成の「地域自殺実態プロファイル」の活用（健康推進課）● 「市町村自殺対策計画」を包含した「まちだ健康づくり推進プラン24-31」の中間見直し実施（保健総務課・健康推進課・保健予防課）※2027年度 |